

政策支援融資 創業支援資金要綱

1 目的

この融資制度は、自らの経験や技術を生かして新たに事業を開始しようとする創業者等に対して、事業資金供給の円滑化を図り、創業者等の事業の活性化に資することを目的とする。

2 融資対象者

融資対象者は、次に掲げるものとする。（京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるものに限る。）

(1) 創業型

次のいずれかに該当するもの。

ア 事業を営んでいない個人で、1箇月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは6箇月以内）に京都市内で新たに事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

イ 事業を営んでいない個人が2箇月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは6箇月以内）に京都市内で新たに中小企業者である会社を設立し、かつ当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始した日以後5年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの

オ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で中小企業者である会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

カ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で設立した会社（中小企業者に限る。）であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの

キ 上記ウに規定する創業者であって、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

(2) 事業転換・多角化型

次のいずれかに該当するもの。

ア 現に事業を行っている中小企業者、組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。次において同じ。）等であって、事業転換又は多角化を行おうとするもの

イ 事業転換又は多角化を行った日以後5年を経過していない中小企業者又は組合等

3 融資対象資金

設備資金及び運転資金とする。ただし、新会社設立のための株式（出資持分）取得資金は対象としない。また、借入金債務の決済資金も原則として対象としない。

4 融資条件

(1) 創業型に該当するもの

ア 融資限度額 1企業1,500万円以内(創業関連特別保証利用可能額の範囲内)
ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合は、1企業3,500万円以内(ただし、(エ)にあつては、取扱金融機関からの独自融資での借入額の範囲内)とする。

(ア) 別表第一に掲げる起業家育成セミナー等を修了しているもの(修了後3年以内に事業を開始するものに限る。)

(イ) 商工会議所、商工会若しくは地域ビジネスサポートセンター(以下「商工会議所等」という。)による創業等のための支援を受けているもの(支援を受けてから3年以内に事業を開始するものに限る。)

(ウ) 別表第二に掲げるインキュベート施設等に現に入居しているもの

(エ) 事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定しているもの

(オ) 京都市・京都府との連携等のもとに保証協会が取り組む伴走支援を受けたもの

(カ) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により支援を受けたもの

イ 融資利率 年1.2%(固定金利)
ただし、(エ)にあつては、取扱金融機関の定める固定金利とする。

ウ 融資期間 10年以内

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
(必要により2年以内の据置期間を認める。)

オ 保証人・担保 保証協会の創業関連特別保証の付与を条件とし、保証協会に対しては、無担保扱いとする。

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(2) 事業転換・多角化型に該当するもの

- ア 融資限度額 1企業2,000万円以内
ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。
- イ 融資利率 年1.2%（固定金利）
- ウ 融資期間 10年以内
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
（必要により2年以内の据置期間を認める。）
- オ 保証人・担保 保証協会の保証付
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者
（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担保は必要に応じて徴求することとする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

- ア 本制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。
ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続等を説明する。
- イ 創業計画の充実、円滑な経営承継を図るため、経営支援等の助言・支援等の積極的な活用を図るものとする。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に別表第三に掲げる書類を添付のうえ、取扱金融機関（受付機関）の窓口に提出しなければならない。

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会と協議したうえで、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行するものとする。

- (4) 商工会議所等の経営支援員等による融資実行後の経営支援
経営支援員等は、2の(1)(ただし、4の(1)のアの(エ)及び(オ)を除く)
については融資実行から3箇月後に経営に関する支援を行うものとする。

8 その他

- (1) 2の(1)のウ、エ、カ、キに該当する者においては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第一(4-(1)-ア-(ア)関係)

名 称
京おんな塾(京都市地域プラットフォーム事業)
その他市長又は府知事が指定するもの

別表第二(4-(1)-ア-(ウ)関係)

名 称
公益財団法人京都高度技術研究所イノベーション創出コミュニティ創業準備支援ブース
KRP テクノロジースタートアップ・アクセラレーター
京大桂ベンチャープラザ
クリエイション・コア京都御車
西陣産業創造會館
京都府女性チャレンジオフィス(京都市内に所在するものに限る)
その他京都市内に所在するインキュベート施設等で、市長又は知事が指定するもの

別表第三（6－（2）関係）

共通	<p>I 信用保証委託申込書（保証協会所定）</p> <p>II 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可等を証する書面の写し（原則として保証承諾時までに許認可等を取得すること）</p> <p>III 見積書、売買契約書、建築確認書、賃貸借契約書、家主の改装承諾書、平面図等（設備資金等で該当する場合）</p> <p>IV その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p>
----	--

要綱 2（1） 創業型	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会又は商工会議所の確認書（別紙様式 1） （ただし、4－（1）－ア－（エ）又は（オ）の場合は不要）
個別	
ア	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定）</p> <p>III 開業届控の写し（保証承諾時までに）</p>
イ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定）</p> <p>III 公証人の認証のある定款の写し</p> <p>IV 株式（出資）払込金保管証明書</p> <p>V 会社設立についての誓約書（保証協会所定）</p>
ウ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後 6 箇月未満の場合）</p> <p>II 確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表等（決算期から 6 箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始した日から 6 箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
エ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後 6 箇月未満の場合）</p> <p>II 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表等（決算期から 6 箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ）</p> <p>V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から 6 箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
オ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し</p> <p>III 株式（出資）払込金保管証明書</p> <p>IV 会社設立についての誓約書（保証協会所定）</p> <p>V 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>VI 試算表等（決算期から 6 箇月以上経過している場合）</p> <p>VII 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から 6 箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納がない証明書のみで可）</p>
カ	エに同じ

キ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後6箇月未満の場合）</p> <p>II 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ）</p> <p>V 開業届控の写し（保証承諾時まで）</p> <p>VI 会社設立創業者が事業の譲渡により事業の全部又は一部を設立会社に承継させたことが客観的に確認できる資料</p> <p>VII 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
任意（融資限度額を3,500万円以内とする場合）	
<p>(ア) 起業家育成セミナー等修了者にあつては、セミナー等の修了証明</p> <p>(イ) 商工会議所等の支援を受けた者にあつては、商工会議所等から発行された支援証明書（別紙様式2）</p> <p>(ウ) インキュベート施設等入居者にあつては、入居審査結果通知書、賃貸借契約書等インキュベート施設等に現に入居していることが確認できる書類</p> <p>(エ) 取扱金融機関からの独自融資での借入が確認できる書類</p> <p>(オ) 保証協会の伴走支援を受けたことが確認できる書類</p> <p>(カ) 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町村長発行の証明書の写し</p>	

要綱2（2）事業転換・多角化型	
ア	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し</p> <p>III 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>IV 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
イ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業転換・多角化を開始した日から6箇月未満の場合）</p> <p>II 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し</p> <p>III 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>IV 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>

(別紙様式1)

京都府・京都市中小企業融資制度
産業活力推進融資（創業支援資金）に係る確認書

(1 取扱金融機関・申請者用) ※提出に必要な添付書類及び提出先は、裏面を御参照ください。

私は、産業活力推進融資（創業支援資金）創業型及び無保証人型の申込みにあたり、融資実行から3箇月後に経営支援を受けること、及び経営支援の実施に必要な情報（貸付実行日及び貸付金額）について、経営支援の目的のために、取扱金融機関・商工会議所等・京都信用保証協会の間で授受することについて、同意します。

(申請者記入欄)

年 月 日 所在地(住所)
企業名
代表者名

(取扱金融機関記入欄)

金融機関名・本支店名	(担当:)
------------	--------

(取扱金融機関 → 申請者 → 商工会議所等へ提出)

(商工会議所等用)

上記の者について、産業活力推進融資（創業支援資金）創業型及び無保証人型の申込みにあたり、融資実行から3箇月後に実施する経営支援の利用申請を受理しました。

年 月 日 団体名
担当者名
FAX 番号

受付印

(商工会議所等 → 申請者 → 取扱金融機関へ提出)

※取扱金融機関は、保証申込書一式とともに保証協会へ提出/本紙の写しを金融機関控えとする

(取扱金融機関用)

上記の者について、産業活力推進融資（創業支援資金）創業型及び無保証人型の融資申込の結果は以下のとおりでしたので報告します。

融資実行	決 ・ 否決
貸付実行日	年 月 日
貸付金額	千円

(取扱金融機関 → 商工会議所等へ送付)

◆ 確認書について

- 創業支援資金の創業型及び無保証人型を利用された場合、融資実行から3箇月後に経営に関する支援を受けていただきます。確認書は、この経営支援のために商工会議所等へ事前に届出させていただく資料になりますので、下記を御参照の上、申請をお願いします（申請時に、創業計画書の内容等について、ヒアリングを実施される場合があります）。

1 添付資料

- 創業計画書（保証協会所定）（融資申込において同書類の提出が必要な場合に限る）

2 提出先

京都市（上京区・中京区・下京区・東山区・山科区・右京区・西京区）	京都商工会議所 ビジネスサポートデスク
京都市（北区・左京区）	京都商工会議所 洛北ビジネスサポートデスク
京都市（南区・伏見区）	京都商工会議所 洛南ビジネスサポートデスク
京都市（旧京北町）	京北商工会
向日市	向日市商工会
長岡京市	長岡京市商工会
乙訓郡大山崎町	大山崎町商工会
宇治市	宇治商工会議所
城陽市	城陽商工会議所
八幡市	八幡市商工会
京田辺市	京田辺市商工会
久世郡久御山町	久御山町商工会
綴喜郡井手町	井手町商工会
綴喜郡宇治田原町	宇治田原町商工会
木津川市	木津川市商工会（本所・山城支所・加茂支所）
相楽郡笠置町	笠置町商工会
相楽郡和束町	和束町商工会
相楽郡精華町	精華町商工会
相楽郡南山城村	南山城村商工会
亀岡市	亀岡商工会議所
南丹市	南丹市商工会（本所・園部支所・日吉支所・美山支所）
船井郡京丹波町	京丹波町商工会（本所・瑞穂支所・和知支所）
福知山市	福知山商工会議所 又は 福知山市商工会（本所・三和支所・夜久野支所）
舞鶴市	舞鶴商工会議所
綾部市	綾部商工会議所
宮津市	宮津商工会議所
与謝郡与謝野町	与謝野町商工会（本所・岩滝支所・加悦支所）
京丹後市	京丹後市商工会 （本所・大宮支所・網野支所・丹後支所・弥栄支所・久美浜支所）
与謝郡伊根町	伊根町商工会

◆ 確認書の提出が不要な場合（別途、提出が必要な資料）

金融機関のプロパー融資が決定している方	プロパー融資決定・実行報告書（保証協会所定）
保証協会が取り組む伴走支援を受けた方	伴走支援を受けたことが確認できる資料

(別紙様式2)

京都府・京都市中小企業融資制度
産業活力推進融資（創業支援資金）
創業型及び無保証人型に係る支援証明書

所在地(住所)

企業名

代表者名

上記の者は、商工会議所、商工会又は地域ビジネスサポートセンターの経営支援員又は専門経営指導員（以下「経営支援員等」という。）から支援を受けたことを証明します。

年 月 日

団体名

代表者名

㊟

・ 支援期間

・ 支援内容

・ 担当経営支援員等名